求職者等に対するハラスメント防止に関する基本方針

当社は、採用活動等に関わるすべての場において、ハラスメントのない健全な関係を確保するため、「求職者等に対するハラスメント防止に関する基本方針」を定め、実効的な防止・対応体制の構築に取り組みます。

■ 当社が考える求職者へのハラスメントの定義

当社は、採用活動等において以下に例示する行為およびそれらに準ずる行為を含むものをハラスメントと捉えております。

【対象となる行為例】

・業務に関係のない事項（容姿、年齢、婚姻状況、家族構成、恋愛経験等）に関する質問
・身体的接触や、性的・差別的な発言や冗談・からかい
・返答に窮するような容姿、年齢、身体的特徴等を殊更に話題にする冗談・からかい
・私的な交際や食事への誘い、またはそれに類する行為
・SNS アカウントなど私的な連絡先を求める行為
・業務上の必要性を伴わない個人的な連絡
・立場の違いを背景とした威圧的な言動や、人格を否定する行為
・応募や辞退に関して過度な圧力をかける行為

行為例はあくまで例示であり、これらに限るものというものではありません。

■ 具体的な取り組み

求職者と社員が接点を持つ際には、ハラスメントが起こることがないよう次のルールを定め、就職説明会、面接やインターンシップ等にかかわる社員に対して教育を実施しています。

・面接等において確認する事項は、業務遂行又は選考上必要な事項に限るものとし、ハラスメントの定義に定める言動・行為は行わない。
・求職者とのやりとりは会社指定の方法を使用するものとし、個人の SNS および私用端末の使用は禁止とする。
・求職者と 1 対 1 で面談等を行うときは、会社施設、学校構内や近辺のオープンスペース等、第三者の目がある環境で行う。
・企業説明会、学校訪問、インターンシップ等の際に懇親会を実施する場合は、希望者のみが参加できるよう配慮する。

■ 相談窓口と対応

求職者の方で、採用活動中に不適切な言動やハラスメントに該当するような行為を受けた場合には、以下の相談窓口にご連絡ください。ご本人の意向や心身に配慮して事実関係を速やかに確認し、必要な保護・配慮と再発防止を行います。

相談や相談内容等により不利益な取り扱いをすることは一切ありません。

【受付窓口：株式会社島村工業　総管理部相談専用フォーム】
株式会社島村工業　ハラスメント相談窓口
https://forms.cloud.microsoft/r/FhFwkJPg38

2026 年 10 月 1 日
株式会社島村工業　代表取締役　島村　健